

# 承 諾 書

令和 年 月 日

三島市長 あて

住所

申請者 氏名

(申請者の自筆もしくは記名捺印)

電話番号

物件所在地

三島市既存住宅流通促進事業を申し込むに当たり、インスペクション調査の結果がいかなる場合であっても、下記について承諾します。

記

- 1 申請建築物の物件情報及びインスペクション調査の結果を、市が管理または提携するホームページで掲載すること。
- 2 申請建築物の物件情報及びインスペクション調査の結果を、市役所窓口で閲覧に供すること。
- 3 インスペクション調査後、次の内容が生じた場合、速やかに市に報告すること。
  - (1) 売買契約が成立した場合。
  - (2) 建物の修繕、リフォーム工事、シロアリ駆除等を実施した場合。
  - (3) 物件情報に変更があった場合。
  - (4) 宅地建物取引業法第34条の2第3項に規定する専任媒介契約（以下「専任媒介契約」という。）の締結をしている宅地建物取引業者の変更があった場合。（契約の更新は除く。）
  - (5) 売却を取りやめた場合。
- 4 インスペクション調査業務は、瑕疵の有無を判断するものではなく、瑕疵が無いことを保証するものではないこと。
- 5 インスペクション調査における報告書の記載内容については、検査時点からの時間経過による変化がないことを保証するものではないこと。
- 6 虚偽の申請または不正行為と判断される申請であることが確認された場合、インスペクション調査に掛かった費用については、申請者が全額負担すること。
- 7 専任媒介契約を締結した物件であること。
- 8 専任媒介契約の締結をしている宅地建物取引業者に対して、申請することについて説明を行い、了承を得ていること。
- 9 申請建築物が建築後、違法な改造を行っていないこと。
- 10 売買契約が成立した場合、土地及び建物の所有権が買主にすべて移転できること。